

高知県小規模事業者等デジタル化支援推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。)第2条に規定する小規模事業者をいう。</p> <p>(2) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)第2章に規定する商工会であり、かつ、高知県内に事業所を有するものをいう。</p> <p>(3) 県連合会 商工会法第3章に規定する都道府県商工会連合会であり、かつ、高知県内に事業所を有するものをいう。</p> <p><u>(4) 経営指導員 小規模事業者支援法第4条に規定する経営改善普及事業、小規模事業者支援法第5条に規定する事業継続力強化支援事業及び小規模事業者支援法第7条に規定する経営発達支援事業を実施する者をいう。</u></p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第3条 県は、県内の小規模事業者等のデジタル技術を活用した生産性</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。)第2条に規定する小規模事業者をいう。</p> <p>(2) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)第2章に規定する商工会であり、かつ、高知県内に事業所を有するものをいう。</p> <p>(3) 県連合会 商工会法第3章に規定する都道府県商工会連合会であり、かつ、高知県内に事業所を有するものをいう。</p> <p><u>(4) 商工会議所 商工会議所法(昭和28年法律第143号)第2章に規定する商工会議所であり、かつ、高知県内に事業所を有するものをいう。</u></p> <p>(5) 経営指導員 小規模事業者支援法第4条に規定する経営改善普及事業、同法第5条に規定する事業継続力強化支援事業及び同法第7条に規定する経営発達支援事業を実施する者をいう。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第3条 県は、県内の小規模事業者等のデジタル技術を活用した生産性</p>

新	旧
<p>及び付加価値の向上に向けた取組を促進するため、県連合会が行う県内の小規模事業者等のデジタル技術の活用を支援する事業並びに商工会の経営指導員等の経営支援力を向上する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第4条から第 15 条まで 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年3月 23 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号、第 10 条第2項、第 11 条第3項、第 12 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月 23 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年3月 13 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>及び付加価値の向上に向けた取組を促進するため、県連合会が行う県内の小規模事業者等のデジタル技術の活用を支援する事業並びに商工会及び商工会議所の経営指導員等の経営支援力を向上する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第4条から第 15 条まで 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年3月 23 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号、第 10 条第2項、第 11 条第3項、第 12 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月 23 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年3月 13 日から施行する。</p>